附　則

この改正は、平成29年５月30日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、(解説) ⑷

第２条１項、２項、３項、４項、５項、６項、７項、８項、９項、10項、11項、12項、13項、14項（解説）１、２、３、４、５、６、７、８

第３条１項、３項、５項（解説）⑵、⑶、⑷

第４条１項、２項、３項（解説）⑵

第５条、(解説)

第６条１項、２項（解説）⑴、⑶、⑷、⑸

第７条１項、２項、３項、４項（解説）⑵、⑶、⑷、⑸

第８条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第９条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼

第10条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第11条１項

第12条（解説）

第13条２項（解説）

第14条１項、２項、３項、４項、５項、６項、７項、８項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼、⑽、⑾、⑿、⒀、⒁、⒂

第15条、(解説) ⑴、⑵、⑶、⑷

第16条１項、２項、３項、４項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸

第17条１項、２項、３項、４項、５項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第18条１項、２項、３項（解説）⑴、⑵

第19条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸

第20条１項、２項（解説）⑴、⑵

第21条１項、２項、３項（解説）⑴、⑵、⑶

第22条、(解説)

第23条１項、２項、３項、４項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼

第24条１項、２項

第25条１項、２項（解説）

第26条１項、２項、３項（解説）⑵、⑶、⑷、⑸

第27条１項、２項、３項（解説）

第28条

第29条３項を改正する。

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の公表について

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第３条第１項の規定により、平成39年度を目標年度とする海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第６項の規定により公表する。

平成29年６月13日　　農林水産大臣　山本　有二

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）は、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号。以下「促進法」という。）第３条第１項の規定に基づき、水産動植物の増殖若しくは養殖又は新漁場における漁業生産の企業化により海洋における漁業生産の増大を図ること及び水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより海洋における安定的な漁業生産を確保することを図るための方針を定めることによって、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的としている。

今回定める第10次基本方針は、今後の海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るに当たっての基本的な指針として、平成24年に定めた第９次基本方針において示した今後の沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進の事項につき、その後の増養殖技術等の漁業技術の発展を考慮して必要な見直しを行ったものである。

この基本方針は、水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第１項の規定に基づく水産基本計画と同じく10年程度を見通し、目標年度を平成39年度として定め、同計画及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の３第１項の規定に基づく漁港漁場整備長期計画と相まった水産政策の効率的な推進に資するものとする。

第１　沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

１　増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類及び当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

⑴　増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類

水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域において、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類については、別表に掲げる種類とする。

⑵　⑴の種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

16万トン

㈱　漁業生産の増大の目標は、原魚・原藻換算の重量である。

２　増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準

⑴　増殖又は養殖を行う海域における水温が、増殖又は養殖に係る水産動植物の種類ごとにそれぞれ別表の該当欄に掲げるとおりであること。

⑵　増殖又は養殖を行う海域における水質の基準が、それぞれ次のとおりであること。

ア　水素イオン濃度については、7.8以上8.3以下

イ　化学的酸素要求量については、あかがい、はまぐり、うちむらさき、あさり若しくはなまこの増殖又はかき、くるまえび若しくはのりの養殖を行う海域においては３ppm以下、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては２ppm以下

ウ　溶存酸素量については、ぶり、ふえふきだい、いしだい、いさき、たい若しくはいかの増殖又ははは、まぐろ、わかめ若しくはてんぐさの増殖若しくは養殖を行う海域においては7.5ppm以上、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては５ppm以上

⑶　増殖又は養殖を行う海域における底質の基準が、それぞれ次のとおりであること。

ア　化学的酸素要求量については、あまだい、あかむつ、はた、ひらめ、かれい、ばい、えぞぼら、あかがい、たいらぎ、ほたてがい、はまぐり、うちむらさき、あさり、ばかがい、うばがい（ほっきがい）、あげまき、たらばがに、がざみ若しくはなまこの増殖又はくるまえびの増殖若しくは養殖を行う海域においては、乾泥１グラム中20ミリグラム以下、とりがいの増殖又は養殖を行う海域においては、乾泥１グラム中15ミリグラム以下

イ　硫化物については、あまだい、あかむつ、はた、ひらめ、かれい、ばい、えぞぼら、あかがい、たいらぎ、ほたてがい、はまぐり、うちむらさき、あさり、ばかがい、うばがい（ほっきがい）、あげまき、たらばがに、がざみ若しくはなまこの増殖又はくるまえびの増殖若しくは養殖を行う海域においては、乾泥１グラム中0.2ミリグラム以下

３　１の⑵の目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項

１の⑵の目標を達成するため、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域における漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関しては、当該海域の特性及び社会環境に応じ、生産力を持続的に活用するための合理的方策を検討